



平成 19 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 カップ・クリエイト株式会社
代 表 者 代表取締役社長 山 下 昌 三
(コード番号 7421 東証第 1 部)
問合せ先 取締役財務部長 中 井 鉄太郎
電話番号 0 4 8 - 6 5 0 - 5 1 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 8 月 30 日開催予定の株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、筆頭株主(出資比率 31.25%)である株式会社ゼンショーの持分法適用会社となっていることから、効率化を目的として決算期を現在の 5 月 31 日から 2 月末日に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 8 月 30 日
定款変更の効力発生日 平成 19 年 8 月 30 日

以上

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>5月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>8月</u>に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年<u>6月1日</u>から翌年<u>5月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>5月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>11月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」と言う。)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>5月</u>に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」と言う。)をすることができる。</p> <p>(付則)</p> <p>第46条(事業年度)の規定にかかわらず、平成19年6月1日から始まる第30期事業年度は、平成20年2月29日までの9ヶ月間とする。</p> <p>2. 第47条(中間配当金)の規定にかかわらず、第30期事業年度については、平成19年11月30日を中間配当基準日とする。</p> <p>3. 本付則は、第30期事業年度経過後、これを削除する。</p>